

地域における日本語教育の体制整備について（案）
（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議経過報告）

- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は、前期において、現在喫緊の課題となっているのは、地域社会の一員として外国人が社会参加するのに必要な日本語学習の支援であり、そのために、日本語教育の「内容の改善」、「体制の整備」、「連携協力の推進」について、早急に検討する必要があるという取りまとめを行った。
- 今期は、上の課題について、実効性のある振興策を取りまとめることを目標に「体制の整備」から審議を始めた。
- 以下に示すのは、今期の日本語教育小委員会での現在までの審議の内容を取りまとめたものである。

※ 以下で「国」とは基本的に文化庁のことを指している。

(1) 各機関の役割分担と連携

① 国の担うべき役割

- 国の担うべき役割は、生活者としての外国人に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、さらには、地域における日本語教育の体制整備の在り方を、指針として示すことである。
- 国は、これを踏まえつつ、生活者としての外国人に対する日本語教育に係る日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法についても、一定の指針を示すことが求められる。
- 指針として国が示す生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的な内容・方法を地域で実践するためには、大学や研究機関の専門家、地域のボランティア等の関係者の協力を得て、その指針を地域の特性に応じて具体化することが必要であり、国は、地域と連携してそれを担う人材を養成する必要がある。
- 国は、地域に日本語教室が開設されていない場合、日本語教室は開設されていてもその内容がそぐわなかったり、という学習者のニーズにこたえることができるよう、地域における日本語学習の環境整備のための支援を行う必要がある。
- 国は、指針として示す生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的な内容・方法について、地域の指導者に適切に指導助言できる「指導者の指導者」を養成する必要がある。
- 以上のように、国は、生活者としての外国人に対する日本語教育が円滑に遂行されるように、地域における日本語教育の体制の整備を支援する必要がある。
- 国は、生活者としての外国人の日本語学習の動機付けとなる奨励措置を検討し、提示することが期待される。これには、直接学習者に対するものと日本語教育の実施機関等に対するものが含まれると考えられる。

② 都道府県の担うべき役割

- 都道府県の担うべき役割は、地域の実情に応じた域内の日本語教育の体制整備である。
- 都道府県は、指針として国が示す日本語教育の標準的な内容・方法を参考に、地域の実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整する必要がある。
- 都道府県は、域内の市町村において、日本語教育を事業化し推進できる人材を、市町村と連携して養成する必要がある。

- 地域の状況によっては、隣接する都道府県と協力した施策を展開するなど、相互の連携協力を図ることも検討する必要がある。
- 以上のほか、地域における日本語教育の体制整備で都道府県が果たすべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。
 - ・域内の日本語教育の実態把握（学習者の背景・ニーズ、教室数・講師数等）
 - ・域内関係者の連絡会議の開催
 - ・財源の確保
 - ・他事業との連携協力
 - ・活動内容の広報

③ 市町村の担うべき役割

- 市町村の担うべき役割は、都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施していくことである。
- 国で養成する「指導者の指導者」を活用するなどして、地域における日本語教育の指導者を養成する必要がある。
- 以上のほか、地域における日本語教育の体制整備で、市町村が果たすべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。
 - ・日本語教室の設置運営（学習者のニーズの把握、施設の確保、活動内容の広報、成果の分析・評価等）
 - ・学習者及び指導者からの相談対応
 - ・域内外の人材・情報リソースの活用

（２）各機関の連携協力の在り方

- （１）の国、都道府県及び市町村のそれぞれが担う役割は、相互に連携されることにより機能が強化されるものである。
- このため、国と都道府県、国と市町村、都道府県と市町村間の連携はもちろんのこと、関係省庁間、都道府県間、市町村間の連携が重要になる。
- 国、都道府県及び市町村は、それぞれのレベルで地域における日本語教育を促進するために、国際交流協会等を利用した日本語教育のほかに、地域の大学、日本語学校、

NPO、ボランティア団体、企業及びその他関係団体とのネットワークを形成し、学習者のニーズに応じて多様な教育が提供できるような体制の整備を図る必要がある。

- 小学校、中学校及び高等学校等の学校は、在籍する外国人児童生徒に対する日本語教育等を担うべき役割があるが、年少者の日本語習得は、教員だけでなく、専門家や地域のボランティアによる支援が重要であり、地域における日本語教育機関・団体と連携協力することが求められる。
- さらに、地域における日本語教育は、多文化共生社会の実現に向けての取組でもあり、日本語教育の促進には、ボランティアや専門家のほかに、一般市民の参加が必要不可欠である。
- 国、都道府県及び市町村は、これらの団体及び個人とネットワークを形成し、協力関係を構築することを担うべきであり、その調整機能を担える人材の養成が併せて必要となる。

（３）地域の日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割

- 言語・文化的背景や日本語学習環境・動機の多様な住民が社会の様々な層に広がり、地域における日本語教育のニーズは非常に多様化している。そのような中で、国が指針として示す日本語教育の標準的内容・方法と日本語教育の体制整備の在り方は、あくまでも指針であって、現場にそのまま適用できるものではない。
- そこで、都道府県及び市町村は、地域の特性に応じた日本語教育の企画・運営を行うため、大学や研究機関の研究者、企業人、国際交流協会関係者、NPO関係者、ボランティア、在住外国人等の協力を得て、国の指針を現場に適用可能な具体的なものにすることが必要であり、その調整を行うコーディネート機能を有する機関及び人材が必要になる。
- 日本語教育のコーディネート機能を有する機関及び人材の果たすべき役割は、ボランティアにのみ依存した日本語教育の現状を改善し、日本語教育の質的向上を支援することにある。
- 都道府県及び市町村においては、日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来の業務として位置付け、それに要する人材をできる限り常勤職員として配置することが重要である。
- 例えば、都道府県及び市町村が設置した国際交流協会には、過去の経緯も含め地域の実情に詳しい人材が登用されているところもある。行政施策としての地域における日本語教育活動の拠点として、国際交流協会等が継続的に地域の日本語教育をコーディネートすることが期待される。